

東京都子供・子育て支援総合計画について

平成27年8月3日
少子社会対策部

1 計画の概要

(1) 計画の性格

都における子供・子育てに関する総合計画

- 〔一括的に〕 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
- 〔策定〕 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画

※ 東京都長期ビジョンや関連する他の法定計画等と整合を図り策定

(2) 計画期間

平成27年度～平成31年度の5年間

計画期間の中間年（平成29年度）を目安として、必要に応じて、計画の見直しを行う。

(3) 検討組織

東京都子供・子育て会議

子供・子育て施策推進本部（庁内検討会議）

(4) 計画のポイント

- ① 幼児教育・保育にまたがる初めての計画
認定こども園の普及など
- ② 待機児童解消の目標年次を設定
多様な保育サービスを拡充して、平成29年度末までに待機児童解消
- ③ 子ども・子育て支援を担う人材の確保と資質の向上に向けた取組

(5) 点検・評価

- ・ 個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても点検・評価する。
- ・ 点検・評価を開かれた過程で行うため、毎年度1回、東京都子供・子育て会議に調査審議を求める。併せて、ホームページ等で公表する。

2 計画の理念

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

3 目標と主な取組

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり

- 1 妊娠・出産に関する支援の推進
- 2 安心できる小児・母子医療体制の整備
- 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 4 子供の健康の確保・増進

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 就学前教育の充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 認定こども園の充実
- 4 就学前教育と小学校教育との連携

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 1 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備
- 2 次代を担う人づくりの推進
- 3 放課後の居場所づくり

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 1 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 2 社会的養護体制の充実
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 障害児施策の充実
- 5 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- 1 仕事と家庭生活との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備